

各 位

平成 29 年 5 月 8 日

証券投資信託証券発行者名	ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人
	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
	(コード：8721)
代表者の役職・氏名	一時執行役員 西川 卓男
資産運用会社名	SBIアセットマネジメント株式会社
	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 西川 卓男
連絡先担当者名	商品企画部 富重・中村
連絡先 TEL	03-6229-0180

規約の一部変更及び投資主総会開催に関するお知らせ

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）は本日開催の役員会におきまして、本投資法人の解散、解散および清算に関する規定を含む規約の一部変更、その他の議案を、平成 29 年 7 月 19 日に開催される本投資法人の投資主総会に付議することを、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 投資主総会での決議事項

- 第 1 号議案 本投資法人解散の件
- 第 2 号議案 規約の一部変更の件
- 第 3 号議案 執行役員 1 名選任の件

2. 議案の概要

(1) 本投資法人解散の件

本投資法人の存続期間が平成 29 年 7 月 30 日で満了となり、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）の規定により、本投資法人は解散することとなりますが、解散日を明確化するために、平成 29 年 7 月 30 日 24 時に本投資法人は解散するとの決議を行うものであります。

(2) 規約の一部変更の件

本投資法人は解散後、清算手続きを開始する予定です。

- ① 本投資法人が解散し、清算手続きを開始することに伴い、本投資法人が負担すべき解散、清算および残余財産の分配に関する費用が現行規約に明示されていないため、これらに関する費用の負担について所要の変更を行うものです。

規約 : 第 33 条

- ② 解散後の清算投資法人の機関、残余財産の分配、清算事務の委託等に関する規定を新たに設け、残余財産の分配から清算に至るまでの本投資法人の運営、事務手続き等を明示するものです。

投資法人は、解散後、投資主総会のほか、清算執行人、清算監督人および清算執行人と清算監督人で構成される清算人会ならびに会計監査人を機関として設置し、清算終了に至る一連の手続きを実行します。清算執行人は資産運用に関する業務を終了させ、債権債務を整理した後、投資主の皆様に残余財産を分配します。清算監督人は清算執行人の職務執行を監督します。また、清算執行人は、清算投資法人の財産の現況調査を行い、解散日における財産目録および貸借対照表を作成し、会計監査人の監査を受け、清算人会に提出し、その承認を受けることとなります。

以上の手続きを経て残余財産が確定したときは、清算投資法人は、投資主の皆様に対する残余財産の割り当て等に関する事項について清算人会で決議し、投資主の皆様の保有投資口の口数に応じて残余財産の分配を行います。

清算事務の終了時には、清算投資法人は会計監査人による会計監査を受けた決算報告書を作成し、清算人会に提出し、その承認を受けることとなります。そのうえで清算執行人は、投資主の皆様に残余財産が終了した旨を通知します。(投信法第 150 条の 2 ないし第 163 条)

なお、本投資法人の解散後の清算事務につきましては、投資主名簿等管理人業務と残余財産分配業務等を一般事務受託者である三菱 UFJ 信託銀行株式会社が引き続き業務受託し、その他各種の清算事務を受託する SBI アセットマネジメント株式会社とともに、清算執行人を補佐します。

規約規定の新設 : 第 8 章 清算

- 第 34 条 (清算投資法人の能力)
- 第 35 条 (投資主総会以外の清算投資法人の機関等)
- 第 36 条 (清算人等の就任)
- 第 37 条 (清算執行人および清算監督人の報酬および支払いの時期)
- 第 38 条 (最終の営業期間および清算期間における会計方針)
- 第 39 条 (最終の営業期間における運用資産に関する報告等)
- 第 40 条 (財産目録および貸借対照表)

- 第 41 条 (残余財産の分配)
- 第 42 条 (未払分配金の供託)
- 第 43 条 (決算報告の作成および清算事務終了の通知)
- 第 44 条 (解散後の一般事務受託者および清算事務受託者)

上記 7 月 19 日の投資主総会での決議内容等については、改めてお知らせいたします。また、本投資法人の残余財産の分配に関しましては、具体的な手続きと日程が確定次第、ホームページ (<http://www.v-revitalize.co.jp/>) にてご案内してまいります。

(3) 執行役員 1 名選任の件

一時執行役員の西川卓男は、投資主総会開催日 (平成 29 年 7 月 19 日) をもって任期満了となりますので、引き続き、執行役員として西川卓男の選任をご承認いただくものです。

3. 規約変更の内容

規約変更の内容は以下のとおりです。

現 行 規 約	変 更 案
クローズド・エンド型証券投資法人 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人 規約	クローズド・エンド型証券投資法人 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人 規約
第 1 章 総 則 (略)	第 1 章 総 則 (略)
第 2 章 投資口 (略)	第 2 章 投資口 (略)
第 3 章 資産運用 (略)	第 3 章 資産運用 (略)
第 4 章 資産評価及び金銭の分配 (略)	第 4 章 資産評価及び金銭の分配 (略)
第 5 章 投資主総会および役員会等 (略)	第 5 章 投資主総会および役員会等 (略)
第 6 章 会計監査人 (略)	第 6 章 会計監査人 (略)

第7章 その他

(諸費用の負担)

第33条 本投資法人は、運用資産に関する租税、一般事務受託者が本投資法人のために投資主等へ発送する郵便物の郵送料、一般事務受託者および資産保管会社が本投資法人の指示により作成した報告書に要する費用ならびに一般事務受託者および資産保管会社に発生した費用のうち本投資法人が承認したものを負担するものとします。

② 前項に加え、本投資法人は、次に掲げる費用を負担するものとします。

1. 投資口又は新投資口予約権の発行に関する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 投資法人説明書(目論見書)および販売資料の作成、印刷および交付に係る費用
4. 計算書類、資産運用報告等の作成、印刷および交付に係る費用

第7章 その他

(諸費用の負担)

第33条 本投資法人は、運用資産に関する租税、一般事務受託者が本投資法人のために投資主等へ発送する郵便物の郵送料、一般事務受託者および資産保管会社が本投資法人の指示により作成した報告書に要する費用ならびに一般事務受託者および資産保管会社に発生した費用のうち本投資法人が承認したものを負担するものとします。

② 前項に加え、本投資法人は、次に掲げる費用を負担するものとします。

1. 投資口又は新投資口予約権の発行に関する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 投資法人説明書(目論見書)および販売資料の作成、印刷および交付に係る費用
4. 計算書類、資産運用報告および金銭の分配に係る計算書ならびにこれらの附属明細書、解散日における財産目録および貸借対照表、清算事務終了時に作成する決算報告および清算事務終了通知その他法令で作成を義務付けられている書類等の作成、印刷および交付に係る費用

5. 投信法第201条の規定に基づく特定資産の価格等の調査に係る費用
6. 公告に係る費用および広告宣伝等に係る費用
7. 投資主総会等の開催に伴う諸費用
8. 本投資法人の法律顧問、税務顧問および鑑定評価人等に対する報酬および手数料
9. 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
10. その他前各号に付随または関連する費用

第8章 (新設)

以 上

5. 投信法第201条の規定に基づく特定資産の価格等の調査に係る費用
6. 公告に係る費用および広告宣伝等に係る費用
7. 投資主総会等の開催に伴う諸費用
8. 本投資法人の法律顧問、税務顧問および鑑定評価人等に対する報酬および手数料
9. 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
10. 本投資法人の清算および残余財産の分配に関する費用
11. その他前各号に付随または関連する費用

第8章 清算

(清算投資法人の能力)

第34条 本投資法人は、解散後、清算をする投資法人（以下「清算投資法人」といいます。）として、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまでの間、存続するものとし、新たな投資および運用は行わないものとします。

(投資主総会以外の清算投資法人の機関等)

第35条 本投資法人は、解散後、清算執行人、清算監督人、清算人会および会計監査人を清算投資法人の機関として設置します。

- ② 本投資法人の解散後、第1条、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第27条ないし第29条、第32条および第33条および第38条については、「本投資法人」、「執行役員」、「監督役員」および「役員会」をそれぞれ「清算投資法人」、「清算執行人」、「清算監督人」、「清算人会」に読み替えるものとします。

(清算人等の就任)

第36条 本投資法人が解散した場合、執行役員は清算投資法人の清算執行人となります。

- ② 本投資法人が解散した場合、監督役員は清算投資法人の清算監督人となります。
- ③ 本投資法人が解散した場合、会計監査人は清算投資法人の会計監査人となります。

(清算執行人および清算監督人の報酬および支払いの時期)

第37条 清算執行人は無報酬とします。

- ② 清算監督人の報酬額は、105万円とします。(振込手数料は本投資法人の負担とします。)
- ③ 前項の清算期間中の報酬は、本投資法人の解散後に官報に公告する債権者が債権を申し出るべき期間の経過後、5営業日以内に支払うものとします。

(最終の営業期間および清算期間における会計方針)

第38条 最終の営業期間および清算期

間における会計方針については別途役員会にて定めるものとします。

(最終の営業期間における運用資産に関する報告等)

第 39 条 清算投資法人が一般事務を委託する一般事務受託者は、解散により最終の営業期間が終了したときに損益計算を行い、運用資産に関する報告書等を作成して、これを清算投資法人に提出するものとします。

- ② 清算執行人は、前項に定める報告書等に基づき、本投資法人が一般事務を委託する一般事務受託者を通じて法令に定める計算書類等を作成し、当該計算書類等を会計監査人に提出し、その監査を受けるものとします。
- ④ 会計監査人は、前項に定める計算書類等を受領した後、法令に定める監査報告書を清算執行人に提出するものとします。
- ⑤ 清算執行人は、第 2 項の計算書類等および前項の監査報告書を清算人会に提出し、その承認を受けるものとします。
- ⑥ 清算投資法人は、第 2 項の計算書類等および第 3 項の監査報告書を、法令に定めるところに従い、清算投資法人の本店に備置き、閲覧に供するものとします。

(財産目録および貸借対照表)

第 40 条 清算執行人は、その就任後遅滞なく、清算投資法人の財産の現況を調査し、解散日における財産目録および貸借対照表（以下「財産目録等」といいます。）を解散後の清算事務を委託する一般事務委託者を通じて作成するものとし
ます。

② 清算執行人は、前項に定める財産目録等を会計監査人に提出し、その監査を受けるもの
とします。

③ 会計監査人は、前項に定める財産目録等を受領した後、法令に定める会計監査報告を清算執行人に提出するもの
とします。

④ 清算執行人は、第 1 項の財産目録等および前項の会計監査報告を清算人会に提出し、その承認を受けるもの
とします。

(残余財産の分配)

第 41 条 清算投資法人の残余財産の分配は、金銭により行うものと
します。また、清算人会の決議により、別に定める基準日現在の投資主名簿に記録のある投資主または登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数または登録投資口質権者の有する質権の目的である投資口の口数に応じて分配する
もの
とします。

(未払分配金の供託)

第 42 条 残余財産の分配の支払開始日から 3 か月経過後、投資主が残余財産の受領を拒み、またはこれを受領することができないときは、清算投資法人は、残余財産の分配金を供託することができるものとします。清算投資法人が過失なく投資主を確知することができないときも、同様とします。

(決算報告の作成および清算事務終了の通知)

第 43 条 清算投資法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、決算報告を解散後の清算事務を委託する一般事務受託者を通じて作成するものとします。

② 清算投資法人は、前項に定める決算報告を会計監査人に提出し、その監査を受けるものとします。

③ 会計監査人は、前項に定める決算報告を受領した後、法令に定める会計監査報告を清算投資法人に提出するものとします。

④ 清算執行人は、第 2 項の監査を受けた決算報告および前項の会計監査報告を清算人会に提出し、その承認を受けるものとします。

⑤ 前項の承認を受けたときは、清算執行人は遅滞なく投資主に清算事務が終了した旨の通知を行うとともに第 1 項の決

算報告および第 3 項の会計監
査報告を提供するものとし
ます。

(解散後の一般事務受託者および清算事
務受託者)

第 44 条 清算投資法人は、清算事務を
以下に記載する者に委託する
ものとし、その名称、住所、
委託すべき業務の内容および
報酬について以下のとおりと
します。

1. 一般事務受託者

(1) 名称…三菱 UFJ 信託銀
行株式会社

(2) 住所…東京都千代田区
丸の内一丁目 4 番 5 号

(3) 委託すべき業務の内
容…

i 発行する投資口の名義
書換に関する事務

ii 投資証券の発行に関する
事務

iii 機関（投資主総会、清算
人会）の運営に関する事
務

iv 投資主に対し残余財産の
分配をする金銭の支払い
に関する事務

v 投資主の権利行使に関す
る請求その他の投資主か
らの申出の受付に関する
事務

vi 計算に関する事務

vii 会計帳簿の作成に関する
事務

viii 納税に関する事務

ix 投資主等の個人番号および法人番号の収集及び登録に関する事務

x 投資主等の個人番号および法人番号の保管、利用および廃棄または削除に関する事務

x i 清算に関する事務

x ii 供託に関する事務

x iii 上記各業務に付随する事務

(4) 報酬の計算方法ならびに支払の時期および方法...

i (3) i から x i 及び x iii に係る清算事務委託報酬として、清算に関する費用を含め、金 895 万円を本投資法人の解散後に官報に公告する債権者が債権を申し出るべき期間の経過後、5 営業日以内に一般事務受託者の指定する口座へ振り込む（振込手数料は清算投資法人の負担とします。）ものとします。

ii (3) x ii の供託に関する事務委託報酬として、残余財産の分配に関する金融機関手数料を含め、以下の料率で計算して得た金額を、残余財産の分配の清算人会における承認後 10 営業日以内に、一般事務受託者の指定する口座へ振り込む（振込手数料

料は清算投資法人の負担
とします。)ものとし
ます。

イ. 分配金の払出手数料件
数対応分
領収証の発行1件につき
5円

ロ. 分配金の払出手数料金
額対応分
領収証の発行金額の
1,000分の8.22円

ハ. 分配金の振込手数料(3
万円以上)
分配金の振込み1件につ
き162円

ニ. 分配金の振込手数料(3
万円未満)
分配金の振込み1件につ
き117円

ホ. 分配金のゆうちょ現金
払
払出証書の発行1件につ
き411円

iii i および ii の報酬にか
かる消費税等は、清算投
資法人が報酬にあわせて
支払うものとします。

2. 清算事務受託者

(1) 名称…SBI アセットマネジ
メント株式会社

(2) 住所…東京都港区六本木一
丁目6番1号

(3) 委託すべき業務の内容…
i 清算投資法人の現務の結
了に関する事務

ii 清算投資法人の債権の取

	<p><u>立ておよび債務の弁済に関する事務</u></p> <p><u>iii 清算投資法人の清算に関する 1.(3)の各業務に付随する事務</u></p> <p><u>iv 清算投資法人の清算に関するその他の事務</u></p> <p><u>(4) 報酬の計算方法ならびに支払の時期および方法…</u></p> <p><u>i 清算事務委託報酬として、清算に関する費用を含め、金 450 万円を本投資法人の解散後に官報に公告する債権者が債権を申し出るべき期間の経過後、5 営業日以内に清算事務受託者の指定する口座へ振り込む（振込手数料は清算投資法人の負担とします。）ものとします。</u></p> <p><u>ii i の報酬にかかる消費税等は、清算投資法人が報酬にあわせて支払うものとします。</u></p>
<p>資産運用の対象および方針（略）</p> <p>資産評価の方法及び基準（略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>資産運用の対象および方針（略）</p> <p>資産評価の方法及び基準（略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

4.日程

平成 29 年 5 月 8 日 (月)	投資主総会提出議案の役員会決議
平成 29 年 5 月 15 日 (月)	投資主総会基準日公告日 (予定)
平成 29 年 5 月 30 日 (火)	投資主総会基準日 (予定)
平成 29 年 7 月 4 日 (火)	投資主総会招集ご通知発送 (予定)
平成 29 年 7 月 19 日 (水)	投資主総会開催 (予定)

5.本投資法人の投資証券の最終取引日について

本投資法人の解散に伴い、東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」および「有価証券上場規程施行細則」により、本投資法人が発行する投資証券はその上場が廃止されます。東京証券取引所における本投資法人の最終取引日は次の日程で予定されておりますので、証券市場で取引をされる場合はご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

東京証券取引所で予定されている本投資法人の投資証券の最終取引日程

平成 29 年 7 月 25 日 (火)	最終取引約定日 (予定)
平成 29 年 7 月 26 日 (水)	上場廃止日 (予定)
平成 29 年 7 月 28 日 (金)	最終取引受渡日 (予定)

以 上